

パネルデータにみる女性の生き方と家計 ——消費生活に関するパネル調査（第16年度）について

久木元 真吾

(財団法人 家計経済研究所 次席研究員)

1. はじめに

財団法人家計経済研究所（以下、家計経済研究所）による「消費生活に関するパネル調査」は、1993年の開始以来毎年調査を実施しており、2008年の調査は第16年度調査にあたる。家計経済研究所では、これまで毎年の調査のたびに報告書をまとめてきた。第1年度から第12年度調査までは報告書を国立印刷局（旧・大蔵省〔財務省〕印刷局）から刊行してきたが、第13年度調査以降は、家計経済研究所の機関誌『季刊 家計経済研究』の秋号においてパネル調査の分析結果を発表している¹⁾。この『季刊 家計経済研究』第84号では、第16年度の「消費生活に関するパネル調査」の結果に基づいた研究成果を特集としてまとめて掲載している。

2. 消費生活に関するパネル調査について

「消費生活に関するパネル調査」は、女性とその家族の生活実態を、収入・支出・貯蓄、就業行動、家族関係などの諸側面から明らかにすることを目的としている。最大の特徴は、同一個人に対して長期にわたり継続的に調査を行う、パネル調査という方法を採用している点にある。通常の調査は、調査を実施するたびに異なる対象者に対して調査を実施することになるため、前回と今回の調査結果の間に違いがあっても、それは集団レベルの変動であって、個人レベルの変動をとらえたことには必ずしもならない。同一個人の変動をと

らえることは、同一個人を追跡するパネル調査を行うことによってはじめて可能になる。したがって「消費生活に関するパネル調査」は、女性とその家族の生活実態に関して個人レベルの変動をとらえることができるというメリットをもつものである。

この「消費生活に関するパネル調査」は、特に若年女性を調査対象として始まったものである。若年女性は、就職や転退職、結婚や出産・育児など、ライフスタイル上のさまざまな変動を経験する時期にあり、そうした変動を把握する上でパネル調査という方法は最も適切なものであるといえよう。

対象者の抽出は、現在まで4回行われている。第1年度（1993年実施）には、全国から無作為抽出された24～34歳の女性1,500人を対象として調査を開始した。その後、第5年度（1997年実施）に全国の24～27歳の女性500人を、第11年度（2003年実施）に全国の24～29歳の女性836人を、そして今回の調査である第16年度（2008年実施）に全国の24～28歳の女性636人を、それぞれ無作為抽出して対象者に追加している。この結果、第16年度（2008年実施）においては、対象者の女性は24～49歳という広い世代をカバーするに至っており、人数は全体で2,277人（うち有配偶者1,411人、無配偶者866人）となっている。

この号で検討する第16年度調査では、5年ぶりに新たな対象者の抽出・追加を実施した点が大きな特徴であり、20歳代の女性のデータが再び厚みのあるものになった。また、これで若年から中高

年にまでの約25年にわたる世代を把握できることになったことも重要な点である。

3. 「女性の生き方」への社会的関心と パネルデータ

今回収録した「消費生活に関するパネル調査」の分析結果は、「女性の生き方と家計」をテーマとして執筆されたものである。上述したとおり、女性のライフスタイル上のさまざまな変動を把握する上で、パネル調査によって得られるパネルデータの分析は非常に有効である。その意味で「女性の生き方」にクローズアップすることは、調査のねらいとまさに一致することであり、その意味で今回に限らず、これまでのすべての調査年度においてこのテーマのもとで分析が行われていたということもできよう。そこでここでは、「消費生活に関するパネル調査」の分析が女性の生き方をとりあげることの背景を、より広い視点から考えることにしたい。

1972年に施行された「勤労婦人福祉法」が、女子差別撤廃条約批准のため改正され、通称「男女雇用機会均等法」として成立したのは1985年のことであった（施行は1986年）。これを受けて、各企業は1987年前後から、女性についても「総合職」を採用し始めた。つまり、女性であっても、昇進昇格・給与体系などに関して男性と同等の形で働くルートが開かれたのである。

男女雇用機会均等法の成立と施行は、たとえその実質的な内容にまだ課題が多々残されていたとしても、非常に重要な事実であった。特に「女性の生き方」という観点から考えるならば、女性が自らの生き方を選択するという契機が制度的に明確化されたという点において、均等法の成立と施行はひとつの画期をなすものであったといえよう。もちろん、そこには数々の留保が加わることを忘れてはならない。均等法以前の女性の生き方に「選択」の契機が皆無であったというわけではもちろんないし、また生き方の「選択」といっても、実際に女性たちに可能だったものが「選択」という語感に見合うようなものだったかは議論の

余地があろう。さらに、そもそも本当に「選択」できた女性はごく限られた存在にすぎなかった可能性もあるかもしれない。しかし、そうした数々の点をふまえた上でなお、これまでになかった生き方のルートが制度的な裏打ちを伴って確保されたという点において、やはり「女性の生き方」にとって均等法がもっていた意味は決定的に大きなものだったと考えられる。

そして、均等法が女性の生き方にとってひとつの画期をなすものであったために、それを境にして「均等法世代」といった見方や言い方が生み出されることになった。ちょうどこの時期に学校を卒業していった女性たち、さらにはこの時期以降に卒業していった女性たちが、そのように一括されて取り上げられるようになった²⁾。「消費生活に関するパネル調査」の回答者の女性たちには、まさにこの「均等法世代」が含まれている。このような括り方をされることを通じて、この「均等法世代」の動向は社会的な関心を集めることになった。

ところで改めて考えてみると、選択というものは、選択する／したその瞬間だけですべてが終わってしまうとは必ずしも言い切れない。選択した結果、どのような展開が続き、どのような帰結がもたらされるのかということまで含めた上で、はじめてその選択をどう位置づけるか・どう評価するかが検討可能になる。したがって、均等法を機にして、女性の生き方の「選択」が社会的関心を集めたというときも、そこで関心が注がれているのは、単にどの選択肢が選ばれたかというだけではなく、どういう人がどういう選択をした／しなかったのか、その選択をした／しなかった結果、どのような帰結がもたらされたのかということまで含めてである。「選択」が可能になった世代の女性たちが、それぞれの「選択」を通じてどうなっていたかという、いわばその経験全体に対して社会的関心をもたれていると思われる³⁾。かくして、「均等法世代」の女性たちは、その「選択」だけにとどまらず、彼女たちがその後どのような人生を歩んでいったのかについても、常に社会的な関心の対象であり続けることになる。かつてあ

る週刊誌に「消費生活に関するパネル調査」の10年分の結果をもとに掲載された記事が、「均等法世代」とは言わないものの、「Hanako世代の10年——働き方と結婚、それぞれの選択」と題されていたのも、女性の生き方の「選択」とその「帰結」に関する持続的な関心があることを示している⁴⁾。

女性の生き方と「選択」をめぐる社会的関心は、さまざまなものが折り重なって構成されている。これからまさに「選択」を経験していくことになる若い女性たちが当事者として関心をもつことももちろんあるが、女性たちが置かれた環境をめぐっていかなる政策や支援が求められているのかを構想・立案する立場にとっても、関心の対象となるであろう。あるいは、純粋に社会科学的・学術的な関心もありうるだろう。しかし、そのいずれであっても、生き方をめぐる「選択」とその帰結を、「世代」という観点を意識しながらとらえようとするものである点は共通している。そして、パネルデータというデータの形式は、こうした関心にまさに応えることができるものである。

以上、特に均等法をとりあげて述べてきたが、女性の生き方にとって画期となったものを他に挙げることもできるだろう。ただ、ここで確認しておきたいのは、女性の生き方と「選択」というトピックがクローズアップされるようになったということであり、そこで生まれてきた関心に対してパネルデータが有効な貢献を果たせる可能性があるということである。おそらく他の契機であったとしても、生き方をめぐる「選択」とその帰結を、「世代」という観点を意識しながらとらえるという点では同様であろう。

4. 各論文の内容

以上のような背景のもとに、本号では「消費生活に関するパネル調査」のデータをもとに、「女性の生き方」をめぐって、特に家計経済研究所の当初からの関心領域である「家計」との関連を視野に入れつつ、いくつかの角度から分析を試みる。まず、坂口尚文「均等法後世代の女性のライ

フコース——パネルデータによる検証」は、1986年の均等法施行時に、学卒時に22歳以上であったか、それ以下であったかという区分で35歳までのライフコースに違いがあるかを調べたものである。分析の結果からは、35歳まで就業を継続している層が増加していることが明らかとなった。常勤の職員で働き続けている層も増えているが、一方で未婚が続いた結果、就業を続けているものが一定数いることがうかがえる。35歳で未婚状態にある者の多くは、必ずしも常勤職に就いているわけではない。このことは、仕事も不安定であり、結婚の意思があるにもかかわらず未婚状態のままに「仕事と生活の両立」以前ともいべき層が、一定数いることを示している。均等法の施行や高等教育進学率の上昇により、女性が働く環境は大きな改善がなされてきたとはいえ、比較的低い賃金の職にしか就けない女性が、女性労働力の多数を占めている現状には変わらない。かつては低賃金・不安定雇用であっても、結婚により比較的若い時期に親から夫という生活保障の切り替えがなされていたが、今後、晩婚化や生涯未婚率が高まればそのような切り替えがなされず、また親の高齢化にともない、場合によっては女性一人で複数人の生活を支えなければならなくなる可能性もあると指摘している。

坂本和靖「家族形成による家計管理・家計行動の変化について」は、結婚・出産といった家族形成イベント前後に、世帯がとっている家計管理方法や家計行動がどう変化したかについて考察している。結婚直後における特徴をみると、片働きタイプの「手当タイプ」・「委任タイプ」が減少し、その分、共働きタイプのうちの「扶養タイプ」（夫妻ともに働き、夫が収入を共通の財布に拠出するが、妻は拠出しない）と「支出分担タイプ」（夫婦ともに働き、光熱費などの共同生活にあたって必要な経費以外は、すべて各人が自己管理している）が増加している。この「支出分担タイプ」という、共同の家計を担っているとは言い難い類型が増加していることは、個計化の傾向が先鋭化して表れているといえる。次に出産前後における特徴をみると、共働きタイプから片働きタイ

プ（「手当タイプ」「委任タイプ」）への移行が目立つ。また互いが独立して財布を管理していた「支出分担タイプ」は、出産を境に半分以上が共通の財布を持つようになっていく。若いカップルに子どもが生まれると、分離経済から共同経済に変化していくという点がここでも確認された。

村上あかね「離婚によって女性の生活はどう変化するか？」は、女性の働き方と家計に焦点を当て、離婚が女性の生活にどのような影響をもたらすかを検討している。分析結果から、次の4点が明らかになった。(1) 有配偶者や未婚者と比べると、離別者は働いていても経済的に苦しい。(2) そもそも離別女性は離婚の前から収入が少なく、預貯金も少ない。(3) 離婚後、働きに出るなどして女性個人の収入や預貯金は増えるが、離別女性や子どもの生活を安定させ、子どものライフチャンスや女性の老後を支えるに足る十分な収入を得ている女性は少ない。この背景には、(4) 離別女性は学歴が低く、専門職従事者も少ないことがある。以上の内容は、女性が経済的に自立するようになったので離婚が増えたとする説明に、疑問を投げかける結果となっている。先行研究が示すように、離別者の夫も社会的に不利な状況にあることが多く、財産分与や養育費なども多くの場合は期待できない。したがって、(5) 離婚後の生活に対処するための資源としては、「親」が重要な存在になる。離婚後、親と同居する女性の多くは持家に住んでいる。この結果は、離別家庭における子どもだけではなく、離別女性自身の生活にも注目する必要性を示唆している。ただし、離別者全員が親に頼れるわけではもちろんないため、頼る先を持たない離別者も含め、社会全体で離別者を支える仕組みが求められる。

最後に、田中慶子「若年女性の暮らしの変化——1970年代後半と80年代前半コーホートの比較」では、第16年度調査から新たに追加されたコーホートD（1980年代前半生まれ）について、コーホートC（第11年度調査より追加、1970年代後半生まれ）との比較から、若年世代の家族や職業、意識の特徴を明らかにしている。単純な集計の比較からコーホートDの特徴として次の4点を指摘して

いる。①親の年収が低下し、単身世帯が増えるなど「非パラサイト化」している。②高学歴化し、4年制大学もしくは専門・専修学校卒が増加している。③非正規での就業が増え、一度は非正規を経験する者が半数近くになる。④生活意識は非常に肯定的で、結婚意向も強い。

以上から浮かび上がってくるものをあえてまとめるならば、「人とのつながり」という論点の重要性である。どの分析においても、直接ないしは間接的に、女性たちが有する（有していない）人とのつながりが重要な背景になっていることが示唆されていると思われる。「女性の生き方と家計」をめぐる考えることが、「人とのつながり」の現在について考えることと同じ根をもつ問題であるということを、今回の「消費生活に関するパネル調査」の分析は含意しているのではないだろうか。

5. 用語について

最後に、以下の分析で用いられる用語について簡単に整理しておく。

「消費生活に関するパネル調査」の略称として「JPSC」という表現を用いることがあるが、これは英語の調査名（Japanese Panel Survey of Consumers）に由来している。1993年に実施された「消費生活に関するパネル調査」の第1年度調査を、以下では「パネル1」とよぶことがある。このよび方にしたがえば、2008年に実施された第16年度調査は「パネル16」ということになる。

また、「消費生活に関するパネル調査」では、上述したように3度にわたり対象者の抽出を行っている。以下では、第1年度（1993年）に抽出した対象者、第5年度（1997年）から追加された対象者、第11年度（2003年）から追加された対象者、第16年度（2008年）から追加された対象者を、それぞれ「コーホートA」「コーホートB」「コーホートC」「コーホートD」とよぶ。ちなみに第16年度調査の時点では、コーホートAは39～49歳、コーホートBは35～38歳、コーホートCは29～34歳になっている。コーホートDは上述のとおり24～28歳である。

配偶状態に関しては、「有配偶」、「無配偶」、「新婚」という3つの用語を用いる。それぞれ、「配偶者がいる者」、「未婚、あるいは離婚、死別により配偶者がいない者」、「パネル15では無配偶であったが、パネル16では有配偶である者、もしくはこの1年の間に離婚と再婚があった者」という意味である。また、「**継続」(例えば、有配偶継続、同一企業継続、同居継続)とは、特に断りのない限りパネル15・パネル16の状態についての表現であり、それ以外の期間の状態を表すものではない。

なお、ここで「学歴」として用いるものは、原則として卒業あるいは修了した場合の最終学歴をさしている。たとえば「中学」は、中学卒業者と高校中退者をさしている⁵⁾。

注

- 1) 最近のものとしては、財団法人家計経済研究所編(2007; 2008)がある。いずれも、『季刊家計経済研究』第76号(2007年)および第80号(2008年)に掲載されたパネル調査の分析結果に加えて、調査実施の概要や対象者の基本属性に関する資料などをあわせて収録したものである。
- 2) 早い例では、1986年12月1日の読売新聞朝刊の記事で、在学中の女子大学生が「均等法世代」といわれる彼女たちと呼ばれている。また1987年11月19日付の日本経済新聞夕刊の記事には、「プレ均等法世代」という表現がみられる。

- 3) このことは、女性たちが仕事をめぐり経験を語る言葉の中に、下の世代に自らの経験を伝えていこうという契機がしばしばみられることと関連している可能性がある。一例として、日本能率協会マネジメントセンター編(2009)。また雑誌『日経ウーマン』に掲載されているコラム「妹たちへ」も同様の例といえよう。
- 4) 『Yomiuri Weekly』第63巻第33号(2004年8月8日号)。なお同誌は、第63巻第38号(2004年9月5日号)・第63巻第45号(2004年10月24日号)でも、「消費生活に関するパネル調査」の結果に基づいた記事を掲載している。
- 5) なお、学歴をこのような内容に定めたのは第3年度調査の報告書以降であり、第2年度調査の報告書では最終学歴に中退者も含めている。

文献

- 財団法人家計経済研究所編, 2007, 『生活時間にみる暮らしの実態と意識——消費生活に関するパネル調査(第14年度)』財団法人家計経済研究所。
 ——編, 2008, 『制度変更と家計——消費生活に関するパネル調査(第15年度)』財団法人家計経済研究所。
 日本能率協会マネジメントセンター編, 2009, 『私の仕事道』日本能率協会マネジメントセンター。

くきもと・しんご 財団法人家計経済研究所 次席研究員。社会学・生活経営学専攻。